年　　月　　日

建築士による建築基準関係規定適合証明書

北区保健所長　様

申請者住所

申 請 者 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

施設所在地

施 設 名 称

旅館業法第３条第１項に規定する旅館業の営業許可申請にあたり、上記施設が建築基準法及び東京都建築安全条例その他の建築基準関係規定に適合していることを証明いたしました。

記

建築士が計画内容について建築基準関連規定に適合していることを確認した日		年　　月　　日
証明を行う建築士	氏名	
	建築士免許の種類	一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士 構造設計一級建築士 ・ 設備設計一級建築士
	登録番号	
建築士事務所	名称	
	登録番号	
	住所	
証明年月日		年　　月　　日
・　添付書類　既存建物を旅館業に用途変更する場合の簡易チェックシート		

※本証明書等については、必要に応じて区関係行政機関に内容を共有します。

既存建物で旅館業の営業許可申請を行う場合の簡易チェックシート（表）

グレーのセルに入力、該当する□をクリックしてチェックを入れてください。　　調査年月日　令和　　年　　月　　日

申請者	申請者名					
			代表者氏名（法人の場合）			
	所 在 地				電話番号	
調査者	建築士名		免許種類		登録番号	
	事務所名				登録番号	
	所 在 地				電話番号	

建物概要	敷地の位置 地名地番	北区		住居表示	番	号	容積率	%
							建蔽率	%
	用途地域 （法第48条）	□ 適合　一住(旅館用途3,000㎡以下)、二住、準住、近商、商業、準工						
		□ 不適合　低層、一中高、二中高、工業					※用途変更不可	
	地区計画等 （旅館及びホテル用途の建築禁止）	□ 無	□ 有	地区計画 （北赤羽駅浮間口周辺地区）浮間１丁目、浮間３丁目 （田端二丁目周辺地区）田端１～３丁目・５丁目 （補助83号線周辺南地区）中十条１～２丁目 （補助83号線周辺北地区）中十条２～３丁目 （十条駅西口地区）上十条１～２丁目 （十条駅周辺西地区）上十条１丁目、十条仲原１～２丁目 （西ケ原地区）西ケ原３～４丁目、滝野川１丁目 （赤羽一丁目地区）赤羽１丁目 （環状七号線沿道地区）西が丘２～３丁目、上十条４～５丁目、十条仲原２～３丁目、中十条３～４丁目、東十条４～５丁目、神谷１～３丁目 防災街区整備地区 （上十条三・四丁目地区）上十条３～４丁目 （志茂地区）志茂１～５丁目、岩淵町、神谷３丁目				※用途変更不可 ※地区内で該否あり	
	確認済証	□ 無	□ 有　　年　　月　　日				確認番号　第　　号	
	検査済証	□ 無	□ 有　　年　　月　　日				検済番号　第　　号	

規模・構造	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延床面積	㎡	用途			
	最高高さ	m	軒高	m	構造	造	階数	/		
用途変更規模 （法第87条）	旅館業面積	㎡　※共有部分含む								
		□ 新たに旅館とする部分が200㎡を超える　→用途変更の確認申請(※１)								
		□ 新たに旅館とする部分が200㎡を超えないが、建物内に既に旅館の部分が有る								
		→ □ 新たに旅館とする部分と既に旅館となっている部分の合計が200㎡を超える　→北区建築課建築指導係に問い合わせ(※２)								
		→ □ 新たに旅館とする部分と既に旅館となっている部分の合計が200㎡を超えない　→チェックシートの作成								
		□ 新たに旅館とする部分が200㎡を超えず、建物内に既に旅館の部分は無い　→チェックシートの作成								

※１　用途変更の確認申請(法第87条)
　　検査済証のある建物でも、建築基準法等の改正により用途変更ができない場合がありますのでご注意ください。
※２　建物内に既に旅館としている部分がある場合は、用途変更の確認申請が必要な場合があります。
　　建築課建築指導係へお問い合わせください。
※３　チェックリスト以外の内容についても、今回の旅館業許可に係る対応を行う建築士等に適宜相談し、
　　建築基準関係規定への不適合が生じないよう留意してください。

旅館業法第３条第１項に規定する旅館業の営業許可申請にあたり、両面のチェックシートを正に作成し、
上記施設が建築基準法及び東京都建築安全条例その他の建築基準関係規定に適合していることを証明いたします。
また、証明内容の適否に疑義等が生じた場合は、責任をもって対応することを誓約いたします。

年　　月　　日　　免許種類　　登録番号

建築士名（署名）

印

既存建物で旅館業の営業許可申請を行う場合の簡易チェックシート（裏）

以下、該当する規模や仕様等、及び「適用無」「適合」のいずれかにチェックをいれてください。
「適用無」「適合」のいずれにも該当しない項目がある場合は**申請ができません**。
また、改修予定の場合は、改修後に調査し証明を作成してください。

敷地・道路	路地状敷地 （安第10条）	◆路地状敷地の建築制限 □ 路地状敷地でない ⇒適用無 □ 路地状敷地である →路地部分の幅員 ＿＿＿＿ m≧10mかつ敷地面積＜1000㎡ □ 適合
	接道長さ （安第10条の3）	◆特殊建築物の床面積によって必要な接道長さ※特殊建築物：旅館・共同住宅・店舗などの合計 接道長 ＿＿＿＿ m≧面積に応じた必要接道長(500㎡以下は4m) □ 適合
防火・避難規定	耐火建築物等 （法第27条、 安第10条の5）	□ 旅館の部分が２階以下、又は２階で300㎡未満 □ 適用無 □ 旅館の部分が3階で建物の床面積が200㎡未満 →耐火建築物 □ 適合 →準耐火建築物＋全ての室（廊下なども含む）に警報設備 □ 適合 □ 旅館の部分が3階以上で建物の床面積が200㎡以上、又は旅館の部分が2階で300㎡以上 →耐火建築物 □ 適合
	廊下	◆廊下の幅(令第119条)※「居室の床面積」旅館の部分に限らず階全体で検討 □ 居室の床面積が200㎡以下の階又は3室以下の専用のもの □ 適用無 □ 居室の床面積が200㎡超えの階 →両側居室幅1.6m以上 □ 適合 →片側居室幅1.2m以上 □ 適合
防火・避難規定	敷地内通路	◆敷地内通路(令第128条) □ ３階建て以下で床面積が200㎡未満の建物 →通路0.9m以上 □ 適合 □ 左記以外の建物 →通路1.5m以上 □ 適合
	防火区画	◆竪穴区画と出口までの区画(令第112条第11・13項、安第8条) □ 2階建ての建物である、又は旅館の部分が2階以下 ⇒適用無 □ 旅館の部分が3階以上 □ 法2条第1項第9号の3イ(準耐火)又は耐火建築物 □ 適合 →区画壁(天井裏まで)+防火設備(鉄扉,遮煙) □ 法2条第1項第9号の3ロ(口準耐) →間仕切壁(天井裏まで)＋戸(遮煙) □ 適合 ◆異種用途区画(令第112条第18項)※法第27条において耐火建築物の適合欄にチェックしたもの □ 旅館の部分が他の用途と接していない ⇒適用無 □ 旅館の部分が他の用途と接している →区画壁(天井裏まで)＋特定防火設備(鉄扉・遮煙) □ 適合
	間仕切壁	◆防火上主要な間仕切り壁(令第114条第2項)(就寝室相互及び就寝室と避難経路の壁) →天井裏まで区画 □ 適合 →就寝室相互は3室以下100㎡以下とし、天井裏まで区画 □ 適合 →告示適用(平成26年8月22日国交省告示第860号) （スプリンクラー設置その他防火上支障がないもの） □ 適合
	排煙設備 （令第126条の2）	排煙設備の設置 □ 適合
	非常用照明 （令第126条の4）	非常用照明の設置 □ 適合
	非常用進入口 （令第126条の6）	□ 2階建て以下の建物 ⇒適用無 □ 3階建て以上の建物 （共同住宅の緩和、路地状敷地の緩和(専用住宅・長屋)の適用不可） →非常用進入口又は代替進入口→ある □ 適合
	特殊建築物の内装	□ 旅館の部分に火気使用がない（例：ＩＨコンロ） ⇒適用無 □ 旅館の部分に火気使用がある(例：ガスコンロ) →令第128の5に規定する内装 □ 適合